

I T化推進施策に関する行政評価・監視

結果に基づく勧告

—地域情報化を中心として—

平成18年1月

総 務 省

前 書 き

我が国の I T 化に関する政府全体の取組として、平成 6 年 8 月に内閣に設置した高度情報通信社会推進本部より「高度情報通信社会に向けた基本方針」（平成 7 年 2 月 21 日高度情報通信社会推進本部決定）等の各種の I T 化施策に関する取組についての方針が示され、その後、平成 13 年 1 月 6 日に施行された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年 12 月 6 日法律第 144 号）に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I T 戦略本部）の設置及び「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画」の策定がなされた。

同重点計画は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関して政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を定めるものであり、I T 戦略本部の決定する国家戦略を踏まえて策定されるものである。当初、I T 戦略本部は、同戦略において「我が国が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となること」を目指し、I T 基盤の整備に重点をおいた「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日 I T 戦略本部決定）を決定した。その後、ネットワーク・インフラなど I T 基盤の整備が進んだことを背景として、平成 15 年 7 月に、I T の利活用に重点を移した「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成 15 年 7 月 2 日 I T 戦略本部決定）を決定した。

この「e-Japan 戦略Ⅱ」において、I T の利活用による「元気・安心・感動・便利」社会の実現については、その課題の多くが地域における住民生活や企業活動等に密接に関係するため、地域情報化の進展によってその具体化が図られるとされている。

また、地域情報化は、地域社会を支える住民、地方公共団体、企業・事業者、地域の公共的な機関・団体など多様な主体がユビキタス・ネットワークでつながれ、情報・知識の共有が図られることによって、地域の課題の解決を目指すものであり、我が国の I T 化の推進を図る上で重要な役割を担っている。

この行政評価・監視は、このような状況を背景に、今後、更に I T 化を推進するに際して、効果的かつ効率的な施策の実施を図る観点から、地域情報化を進める地方公共団体に対する国の支援施策について、実施状況を調査し、改善に資するため実施したものである。

目 次

	ページ
1 地域情報化に係る I T 化推進施策の概要	1
(1) 地域情報化に係る国の施策及び予算	1
(2) 市町村における地域情報化に係る事業の実施状況	2
2 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施	3
(1) 地域公共ネットワークの整備事業	3
(2) ケーブルテレビの整備事業	12
(3) 実証実験・研究開発、その他事業	19
3 地域情報化計画における到達目標等の明確化	36

1 地域情報化に係る I T 化推進施策の概要

我が国の I T 化に関する政府全体の取組は、「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月2日 I T 戦略本部決定）に示されるように I T の利活用の段階に入っており、住民、地方公共団体、公共機関等をネットワークで接続し、情報アクセス環境を整備することにより地域社会の利便性の向上を図る地域情報化は、I T の利活用を推進するために重要な役割を担っている。

この地域情報化を推進する取組については、国の支援の下、地方公共団体、認可法人等において近年急速に進められているところであり、国が地域ネットワークの整備、地域アプリケーションの充実、情報リテラシーの向上等の分野において、地域情報化を推進する市町村を支援するために平成10年度から17年度までの間に実施した I T 化推進施策の概要は、以下のとおりとなっている。

(1) 地域情報化に係る国の施策及び予算

ア 平成10年度から17年度までの施策

平成10年度から17年度までの地域情報化を推進するための施策等をみると、次表のとおり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の6省において、実数で35施策が実施され、47種類の事業に対して支援が行われている。

(単位：施策、事業、億円、%)

区 分		地方公共団体	認可法人等	計
施策（事業）		22 (34)	13 (13)	35 (47)
予算額（割合）		3,769 (76.1)	1,170 (23.9)	4,939 (100)
補正額（割合）		2,438 (69.7)	1,062 (30.3)	3,500 (100)
方 国 法 庫 別 事 業 支 出 数	補助金	30	2	32
	交付金	4	0	4
	委託費	0	8	8
	出資金	0	3	3

イ 施策数及び予算額の経年推移

平成10年度から17年度までの予算額、交付箇所数、施策数等は、次表のとおり推移している。

(単位：億円、件)

区分	平成10年度	11	12	13	14	15	16	17	計
予算額	621	515	1,900	836	608	239	145	75	4,939
交付実績額	439	379	592	1,389	685	367	114	—	3,965
補正予算額	(466)	(404)	(1,723)	(526)	(373)	(8)	(0)	—	(3,500)
交付箇所数	1,342	1,483	4,661	920	936	394	124	—	9,860
施策数	13	13	19	16	16	15	10	8	—
事業種類数	17	18	24	22	22	21	15	10	—

(注) 1 予算額は、平成17年度に創設され、事業完了まで地域情報化に係る予算を特定できない施策については、計上していない。

2 補正予算額は予算額の内数である。

3 交付箇所は、市町村、認可法人等である。

補正予算の執行については、翌年度に繰り越された事業が多いことから、交付実績額が予算額を上回る年度がある。

なお、平成10年度から17年度までの地域情報化に係る予算総額4,939億円は、同期間中の高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算総額12兆4,498億円の4.0%を占めている。

ウ 事業の内容

平成10年度から17年度までの35施策、47種類の事業の予算を事業の内容から大別してみると、①ネットワークの整備が2,392億円(48.4%)と最も多く、②情報リテラシーの向上が1,197億円(24.2%)、③実証実験・研究開発が1,144億円(23.2%)、④その他が206億円(4.2%)となっている。

(2) 市町村における地域情報化に係る事業の実施状況

今回、86市町村等において、平成10年度から15年度にかけて地域情報化のために実施された事業を調査した結果、総計で601事業(認可法人等向けの事業であって、地方公共団体も参加した実証実験等に係るもの60事業を除く。)が行われていた。これら601事業の総事業経費は586億円であり、国庫補助が241億円(41.1%)、道府県の補助が21億円(3.6%)、市町村の自主財源が324億円(55.3%)となっており、国の支援が大きな重みを占めている状況となっている。

2 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施

(1) 地域公共ネットワークの整備事業

ア 事業目的

総務省は、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を推進するため、①平成10年度から地域イントラネット基盤施設整備事業（以下「地域イントラネット事業」という。）を、②11年度から地域インターネット導入促進基盤整備事業（以下「地域インターネット事業」という。）を実施してきており、「e-Japan 戦略Ⅱ」を受けた「e-Japan 重点計画－2004」（平成16年6月15日IT戦略本部決定）において、「地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う」とされている。

イ 地域公共ネットワークの整備率

地域公共ネットワークの全国整備率^(注)は、総務省の調査結果では、平成17年（2005年）7月現在71.6%（地方公共団体2,422団体のうち1,735団体が整備済）であり、平成17年度予算額からみて、2005年度末までの100%の達成は困難な状況となっている。

(注) 地方公共団体のうち、地域公共ネットワーク整備済の地方公共団体の数の割合である。

ウ 事業の内容

今回、地域公共ネットワークの整備を推進するための主な補助事業として調査した地域イントラネット事業及び地域インターネット事業の内容は次のとおりである。

(ア) 地域イントラネット事業

補助事業の実施主体は、都道府県、市町村等であり、補助事業の対象経費は、「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について」（平成17年5月9日総情方第51号。以下「情報通信補助金交付要綱」という。）において、①地域イントラネット基盤整備に必要なセンター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、双方向画像伝送装置、伝送

施設等の施設・設備費、②施設・設備を設置するために必要な用地取得費等とされている。

また、総務省は、情報通信補助金交付要綱における補助対象経費等の内容を具体的に示すため、経費が補助対象となる施設・設備について、その範囲（機能、規格等）や数量の上限、事業計画を策定するに当たっての留意点等を示した「地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアル」（平成14年11月版。以下「マニュアル」という。）を作成し、市町村等はこれに基づき補助金交付申請書等を提出することとされている。

さらに、同省は、市町村等が地域公共ネットワークを整備する際、サービス内容等に応じて最適な規模等で整備できるようにするため、「地域公共ネットワークに係る標準仕様」（平成17年1月改訂版。以下「標準仕様書」という。）を作成している。

補助金額は、実施主体が、①都道府県、市町村又は都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体の場合には、補助対象経費の3分の1に相当する金額、②都道府県・政令指定都市・中核市から成る連携主体以外の連携主体、合併市町村、沖縄県又は沖縄県内の市町村の場合には、補助対象経費の2分の1に相当する金額等である。

平成10年度から16年度までの補助事業の予算額累計は760億7,700万円、交付実績額累計は594億1,354万円（平成17年度繰越分を除く。）である。

(イ) 地域インターネット事業

地域インターネット事業は、地域公共ネットワークの整備を目的とする事業であり、事業実施主体を過疎地域等の市町村に限定し、補助率が高くなっていること及び標準事業規模が5,000万円程度となっていることを除き、前述(ア)の地域イントラネット事業とほぼ同じ事業である。

補助事業の実施主体は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域等に該当する市町村である。

補助事業の対象経費は、「電気通信格差是正事業費補助金交付要綱の策定について」（平成 17 年 4 月 1 日総情地第 18 号。以下「電気通信補助金交付要綱」という。）に定められ、①地域インターネット導入促進基盤整備に必要な映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等の施設・設備費、②附帯設備の設置経費等となっている。

また、前述(ア)のマニュアル及び標準仕様書は、本事業においても準用されている。

補助金額は、実施主体が、①沖縄県に所在する市町村の場合には、補助対象経費の 3 分の 2 に相当する金額、②過疎地域等に該当する市町村の場合には、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する金額等である。

平成 11 年度から 16 年度までの補助事業の予算額累計は 159 億 4,981 万円、交付実績額累計は 132 億 6,207 万円（平成 17 年度繰越分を除く。）である。

エ 補助事業の実施状況

今回、①地域イントラネット事業について、平成 10 年度から 15 年度までに実施された 755 補助事業のうち 41 事業（35 市町等）、②地域インターネット事業について、11 年度から 15 年度までに実施された 832 補助事業のうち 26 事業（26 市町村）の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(ア) 補助対象経費全体に占める業務システム用設備費の割合

地域イントラネット事業における補助の種類を大別すると、i) 地域公共ネットワークのネットワーク部分の整備に資する光ファイバケーブル等の伝送施設に対する補助、ii) 業務システムを稼動させるためのサーバー、パソコン、公衆端末等の送受信装置等の設備（以下「業務システム用設備」という。）に対する補助、iii) 各種サーバー等を設置するセンター施設の整備等その他の経費に対する補助の 3 種類に区分できる。

前述イのとおり、2005 年度末までに 100%の達成目標を掲げた地域

公共ネットワークの全国整備率は、目標達成が困難な状況となっており、今後限られた予算の中で、地域公共ネットワークをより早期に整備するためには、その基盤となる伝送施設を整備することが有効である。このため、伝送施設を整備に重点を置くことが望ましいが、マニュアルにおいては、伝送施設に対する補助を業務システム用設備に対する補助に優先させることは示されていない。

地域イントラネット事業について調査した 35 市町等において、補助事業の対象経費をみると、補助事業の対象経費全体に占める業務システム用設備の整備費の割合は、①伝送施設を敷設した 18 市町の場合、0.9%ないし 57.1%、②伝送施設を借り受けた 17 市町等の場合、26.0%ないし 88.2%となっており、補助事業の対象経費全体に占める業務システム用設備の整備費の割合が伝送施設の整備費の割合に比し高いものがみられるなど、補助金が地域公共ネットワークの整備の推進に重点的に使われていない状況が認められる。

さらに、35 市町等が地域公共ネットワークの構築に伴い、業務システム用設備に対する補助を受けて導入している業務システムの地域住民における利用状況をみると、後述(ウ)－a－(b)－②のとおり、業務システム用設備が当初の見込みどおりに有効利用されていないものがみられる。

(イ) 伝送施設の自設又は借上げの場合の経費の積算方法

既述のマニュアルや標準仕様は、市町村等が地域公共ネットワークの伝送施設を自設する場合と借り上げる場合の経費の比較を行う際に、経費の積算の前提となる伝送施設の仕様を決定するための基礎資料となるものであるが、ネットワークの構築に関する事項については、技術的な説明にとどまっており、i) 伝送路を借り上げる場合の対象となる伝送路の総延長の積算方法、ii) 通信事業者のネットワークサービスを活用する場合の IP アドレスの形式を踏まえた経費の積算方法、iii) 伝送路を借り上げる場合と自ら敷設する場合の経費の比較方法についての必要な記載が行われていない。

このため、地域イントラネット事業等について調査した延べ 61 市

町村等のうち、伝送施設を自ら敷設する場合又は借り上げる場合の経費の積算方法が把握できた6市町の中には、次のとおり、積算方法が不十分な状況がみられた。

- ① 光ファイバケーブルの総延長を便宜的に簡略化した方法で見積もっており、借上げ経費を正確に積算していないもの（1市）
- ② ケーブルテレビのネットワークサービスの活用を検討した際、システム改修費を正しく見積もらず、借上げ経費を過大に積算しているもの（1市）
- ③ 自ら敷設する場合の経費の中に光ファイバケーブル等の減価償却費及び維持管理費を含めて積算していないもの（1市）

(ウ) 業務システムの利用状況等

地域イントラネット事業について調査した35市町等及び地域インターネット事業について調査した26市町村（延べ61市町村等）において、地域公共ネットワークの構築に伴い導入している業務システムの利用状況等をみると、次のような状況となっている。

a 地域イントラネット事業

(a) 業務システムの内容

調査した35市町等は、地域イントラネット事業において、150システムの業務システムを導入している。これら業務システムの内訳は、①行政情報提供システム（地方公共団体のホームページ）（27システム 18.0%）、②学校教育支援システム（20システム 13.3%）、③保健・福祉情報システム（14システム 9.3%）、④防災情報システム（14システム 9.3%）、⑤公共施設利用予約システム（13システム 8.7%）、⑥住民相談システム（11システム 7.3%）等となっている。

(b) 業務システムの利用状況等

これらの業務システムの利用状況等は、次のような状況となっている。

- ① 後述c-(b)のとおり、地域イントラネット事業において、事業実施後に地域公共ネットワークの下で業務システムの利

用実績件数を求めるなどの事業効果を把握する仕組みが講じられていない。このため、35 市町等の 150 システムのうち、補助金交付申請時において住民の利用見込み件数が設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるものは 45 システム (30.0%) にとどまっており、残りの 105 システム (70.0%) は、利用見込み件数又は利用実績件数が把握されておらず、補助事業の効果を把握することができないものとなっている。

② 調査した 35 市町等においては、業務システムの利用が低調であるとする目安として、いずれも業務システムの利用見込み件数に対する利用実績件数の割合が 25%を下回っている場合であるとの見解を示している。この 25%を判断基準にして、150 システムの利用状況を見ると、利用実績件数を把握することができた 45 システムのうち利用実績件数が利用見込み件数を下回り、かつ、利用が 25%以下と低調となっているものが 15 システム (33.3%)、補助事業の効果を把握することができなかった 105 システムのうち当省の調査で利用実績がない等利用が低調な状況であると確認できたものが 19 システム (合計 34 システム 22.7%、23 市町) となっている。

③ 35 市町等のうち、補助事業によって公民館等に設置された 3 市町の 8 台の公共端末は、住民が手軽に利用できない職員の執務室に置かれ、他の業務用に転用されているなど公共端末として機能していない状況にある。

b 地域インターネット事業

(a) 業務システムの内容

調査した 26 市町村は、補助事業の実施に伴い、83 システムの業務システムを導入している。その内訳は、①行政情報提供システム(地方公共団体のホームページ) (26 システム 31.3%)、②公共施設利用予約システム (16 システム 19.3%)、③生涯学習システム (8 システム 9.6%)、④住民相談システム (6 システ

ム 7.2%)、⑤図書館情報システム (5システム 6.0%) 等となっている。

(b) 業務システム等の利用状況等

これらの業務システムの利用状況等は、次のような状況となっている。

- ① 後述 c - (b) のとおり、地域インターネット事業において、事業実施後に地域公共ネットワークの下で業務システムの利用実績件数を求めるなどの事業効果を把握する仕組みが講じられていない。このため、26市町村の83システムのうち、補助金交付申請時において住民の利用見込み件数が設定され、システム供用開始後において当該利用見込み件数に対する利用実績件数が把握できるものは6システム (7.2%) にとどまっており、残りの77システム (92.8%) については、利用見込み件数又は利用実績件数が把握されておらず、補助事業の効果を把握することができないものとなっている。
- ② 調査した26市町村においては、業務システムの利用が低調であるとする目安として、いずれも業務システムの利用見込み件数に対する利用実績件数の割合が25%を下回っている場合であるとの見解を示している。この25%を判断基準にして、83システムの利用状況をみると、利用実績件数を把握することができた6システムのうち利用実績件数が利用見込み件数を下回り、かつ、利用が25%以下と低調となっているものが2システム (33.3%)、補助事業の効果を把握することができなかった77システムのうち当省の調査で利用が低調な状況であると確認できたものが9システム (合計11システム 13.3%。7市町村) となっている。
- ③ 26市町村のうち、補助事業によって公民館等に設置された3市町村の14台の公共端末は、住民が手軽に利用できない職員の執務室に置かれ、業務用に転用されているなど公共端末として機能していない状況にある。

c 補助事業の採択審査及び事業実施後の事業効果の把握等の状況

(a) 補助事業の採択審査の実施状況

地域イントラネット事業及び地域インターネット事業について、総務省（9総合通信局）における補助事業の採択審査の実施状況を調査した結果、マニュアルにより、事業実施計画の内容を確認する等の審査を行っているが、業務システムの利用見込みについては、業務システムの種類ごとに利用見込み件数を確認することとどまり、地域（住民）ニーズ等の客観的データに基づいた業務システムの利用見込みを審査していないもの（8総合通信局）がみられた。

(b) 事業実施後の事業効果の把握状況

地域イントラネット事業及び地域インターネット事業については、情報通信補助金交付要綱等に事業実施後の利用実績の報告等を求める記載がなく、また、総務省（9総合通信局）では、毎年、市町村からホームページアクセス件数等の報告を求めているが、補助事業の実施効果については具体的に把握していない。このこともあり、地域公共ネットワークの下で業務システムの利用実績件数など補助事業の実施効果を把握している市町村等は、①地域イントラネット事業では35市町等のうち15市町(42.9%)、②地域インターネット事業では26市町村のうち3市町(11.5%)といずれも半数にも満たない状況となっている。

また、総務省本省においても、業務システムの利用実績件数など把握すべき補助事業の実施効果について報告を求めている。

したがって、総務省は、補助金の効果的かつ効率的な使用、住民の利便性の向上を図る観点から、地域イントラネット事業及び地域インターネット事業について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地域イントラネット事業については、地域公共ネットワークの整備の推進という事業目的を達成する観点から、伝送施設の整備に対して重点的に補助することをマニュアルに明示し、市町村等に周知すること。

- ② 地域公共ネットワークを構成する伝送施設について、自ら敷設する場合と借り上げる場合の経費を比較するに当たって、市町村等が的確に判断できるように、それぞれの場合において必要となる施設等の仕様、経費の積算に関する留意点等をマニュアル及び標準仕様書に明示し、市町村等に周知すること。
- ③ 地域（住民）のニーズ等の客観的なデータに基づいた業務システムの利用見込みについて審査を行うことをマニュアルに明示するとともに、補助対象施設・設備が有効利用される見込みがあることを確認した上で採択すること。

さらに、補助事業の実施後は、施設・設備の利用状況を把握し、業務システムの利用が低調であるなど補助事業の実施効果が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映すること。

(2) ケーブルテレビの整備事業

ア 事業目的

「e-Japan重点計画－2004」においては、「地方公共団体や住民にとってより身近な媒体である地上デジタルテレビの通信機能やケーブルテレビ（CATV）を活用して、行政サービスを提供するための諸課題の解決策及び普及のための施策を検討し、全国において地上デジタル放送が開始されることとなる2006年に向けて、今後の地方公共団体における行政サービス等の提供への活用を促進する」、「ケーブルテレビについては、2010年までにデジタル化されることを目指す」とされている。

総務省は、地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するケーブルテレビを整備することを目的として、平成6年度から新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（以下「新世代ケーブルテレビ事業」という。）を実施している。

また、農林水産省は、①農村地域において、地方公共団体、公共施設、各農家等をネットワーク化することを目的として、平成13年度創設の農村振興地域情報基盤整備事業及び同事業を廃止した翌年の15年度から農村振興支援総合対策事業における情報基盤整備事業（以下、両事業を総称して「農村振興地域情報基盤整備事業等」という。）によりケーブルテレビ施設など高度情報通信基盤の整備、②漁村地域において、漁業活動等各種活動の支援及び高度な漁港利用による漁業の振興と漁村の活性化を図ることを目的として、12年度から漁港漁村活性化対策事業等（平成12年度から15年度までは漁港漁村活性化対策事業、同事業を廃止した翌年の平成16年度は漁港高度利用促進対策事業）により情報基盤施設の整備をそれぞれ実施してきた。

なお、平成17年度から、農村振興支援総合対策事業のための農村振興対策事業費補助金は「元気な地域づくり交付金」に、漁港高度利用促進対策事業等が含まれる水産業振興総合対策施設整備費補助金は「強い水産業づくり交付金」として、地方の自主性及び裁量性を高め、地域の実情を踏まえた施策の実施を可能とする趣旨から、それぞれ制度そのものを抜本的に見直し、再編を行った上で新たに交付金化しており、これ

らの交付金の国への申請は、都道府県知事による「元気な地域づくり計画」の承認又は「強い水産業づくり交付金事業計画」の策定（以下、両計画を総称して「事業計画」という。）を経て行われる。

イ 新世代ケーブルテレビ事業

(ア) 事業内容

補助事業の実施主体は、ケーブルテレビのための施設及び設備の設置を行う市町村又は第三セクターである。

補助事業の対象経費は、電気通信補助金交付要綱に定められ、①新世代ケーブルテレビに必要なセンター施設、ヘッドエンド、線路設備、伝送設備等の施設・設備費、附帯施設の設置経費等、②施設・設備を設置するために必要な用地取得費、道路費等となっている。

補助金額は、①実施主体が市町村であり、都道府県が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合には、補助対象経費の3分の1に相当する金額、②実施主体が第三セクターであり、都道府県・市町村がそれぞれ補助対象経費について補助する場合には、施設の設置場所により、補助対象経費の4分の1、6分の1、8分の1に相当する金額である。平成6年度から16年度までの補助事業の予算額累計は746億8,290万円、交付実績額累計は733億6,792万円である。

また、総務省は、都道府県が市町村からの申請を取りまとめ、総務省に対する申請書を作成する際の手引きとして、総務省における審査事項となる申請書の記載事項や都道府県が市町村に確認すべき事項等を示している「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業交付申請書作成の手引き」（平成14年7月版。以下「手引」という。）を策定している。

(イ) 補助事業の実施状況

今回、平成6年度から15年度までに実施された858補助事業のうち60事業（市町村が補助事業の実施主体のものが7事業、第三セクターが補助事業の実施主体のものが53事業）の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a 地域公共ネットワークへの有効活用

調査対象とした補助事業 60 事業は、複数年度にわたって行われたものが多く、地域数で見ると 29 地域となっている。これら 29 地域のうち、地域公共ネットワークの整備を行っている 26 地域の中には、国庫補助を受けて整備されたケーブルテレビ網は公共性が高いこともあり、その伝送路を地域公共ネットワークの整備に活用することによって以下のとおり、効果的な整備を図っているものもみられる。

- ① 新規に光伝送路を整備する場合に比べ、地域公共ネットワークの整備費用が億円単位で縮減されたほか、同ネットワークの伝送路の維持管理費用を節約でき、更に電柱共架等の事務手続の省力化も図られているもの
- ② 地域公共ネットワークの整備を行っている 26 地域のうち 16 地域 (61.5%) において、補助事業により整備されたケーブルテレビ網の伝送路が地域公共ネットワークの整備に際し借り上げられ、有効活用されているもの

b ケーブルテレビの利用状況

(a) ケーブルテレビの加入率

調査した 29 地域 60 事業において、単一の補助対象エリア^(注)におけるケーブルテレビの加入率 (加入世帯数/全世帯数) を把握できた 17 事業のうち、加入率が 20%以下と低いものが 9 事業 (52.9%) となっている。さらに、この 9 事業の中の 5 事業 (17 事業の 29.4%) については、加入率が 10%未満であり、補助事業に対する地域住民のニーズが少ない状況となっている。また、複数の補助対象エリア^(注)を合わせた加入率を把握できた 4 事業のうち 2 事業 (50.0%) についても加入率が 20%未満と低い状況がみられた。

(注) 単一の補助対象エリアは、一つの市町村において実施した一つの補助事業に対する補助対象の地域である。

複数の補助対象エリアは、同一市町村の中で、複数の補助事業を実施した場合のおおのこの補助対象エリアを合わせたものである。

(b) ケーブルテレビ回線の利用状況

29 地域におけるケーブルテレビ回線の利用状況をみると、総務省が事業の審査に当たって、市町村において補助事業を実施する部署と市全体の地域公共ネットワークの整備を検討する部署との間の調整・検討及びケーブルテレビ回線の接続対象となる各施設からのニーズ把握が十分に行っているか否かの確認をしないまま、事業を採択したため、補助事業により公共施設等に伝送路を延伸したものの一部活用されていないもの（1地域）がある。

(c) 補助事業の採択時の審査及び事業実施後の事業効果の把握等の状況

i) 補助事業の採択審査の実施状況

総務省（9総合通信局）における補助事業の採択審査の実施状況をみると、手引では、加入見込みについて審査することとされていないことから、地域(住民)ニーズを加入見込みに基づいて審査していないもの（8総合通信局）があり、採択審査が十分に行われていない状況となっている。

ii) 事業実施後における加入状況の把握等

総務省の総合通信局の中には、年1回から4回程度市町村又は第三セクターから事業実施状況を報告させているところもあるが、電気通信補助金交付要綱等で加入見込みの把握を求めておらずすべての総合通信局において事業実施後における加入状況等の報告を求めている。

ウ 農漁村地域における情報基盤施設整備事業

(ア) 事業内容

a 農村振興地域情報基盤整備事業等

補助事業の実施主体は、高度情報基盤等の施設・設備の整備を行う都道府県、市町村及び農業協同組合である。

補助事業の対象経費は、農村振興地域情報基盤整備事業等の実施要領において、①センター施設、②情報の検索、送信等のための設

備、③ネットワークの線路設備や管理用の設備、④CATV用のヘッドエンド設備、スタジオ施設等の整備、これら設備等の改造に係る経費等とされている。

補助金額は、農村振興対策事業費補助金等交付要綱において都道府県が行う当該補助事業に要する経費又は市町村等が行う当該補助事業に要する経費に対し都道府県が補助する経費の場合、その3分の1に相当する金額とされている。

平成13年度から16年度までの補助事業の予算額累計（交付実績額累計）は70億7,691万円（64億7,759万円）となっており、実施された補助事業の数は累計で15事業である。

b 漁港漁村活性化対策事業等における情報基盤施設

補助事業の実施主体は、情報基盤施設の整備を行う都道府県、市町村、水産業協同組合である。

補助事業の対象経費は、漁港漁村活性化対策事業等の実施通知に具体的に定められ、①CATV局等の地域情報センター、②地域情報の収集、提供等に必要なシステム、③光ファイバケーブル等の伝送施設の整備に係る経費等となっている。

補助金額は、事業実施主体が実施する事業の補助対象経費について、その3分の1（平成14年度までは2分の1）に相当する金額以内である。

平成12年度から16年度までの補助事業の予算額累計^(注)（交付実績額累計）は11億515万円（11億515万円）となっており、実施された補助事業の数は累計で5事業である。

(注) 予算額累計は、「情報基盤施設」が漁港漁村活性化対策事業等のメニューの一つであり、予算額が決まっていないため、交付実績額累計を予算額累計とみなしている。

(イ) 補助事業の実施状況

今回、農村振興地域情報基盤整備事業及び漁港漁村活性化対策事業等における情報基盤施設について事業の採択状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

アナログ地上波の放送は平成 23 年 7 月に停止され、これ以降はデジタル地上波の放送のみとなることから、地上波の再放送を行うケーブルテレビ事業にあっては、アナログ地上波の放送の停止以前に施設・設備をデジタル化に対応できるものとする必要があるとなっている。総務省は、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業について、上記を踏まえ、平成 17 年度の事業採択から補助対象としての施設・設備をデジタル化対応のものに限定して採択しているとしている。

他方、農林水産省は、現在整備中のケーブルテレビ施設については、一部、アナログ放送で提供する場合があるものの、将来的にはデジタル化に対応可能なものを補助しているとしている。

しかしながら、補助対象とする施設・設備のデジタル化への対応については、整備目的並びに整備される施設の内容、経済性、現況及び将来を見据えた社会的状況等を踏まえ、事業実施主体において総合的に判断されるべきとしていることから、結果的にアナログ地上波の放送停止に対応できない施設・設備についても補助対象とし得る形となっている。このため、ケーブルテレビ事業の補助事業を実施している総務省の対応と比較して、統一性が確保されていない状況となっている。

したがって、総務省及び農林水産省は、補助金の効率的かつ効果的な使用、住民の利便性の向上を図る観点から、新世代ケーブルテレビ事業及び農村振興地域情報基盤整備事業並びに漁港漁村活性化対策事業等における情報基盤施設について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 新世代ケーブルテレビ事業について、ケーブルテレビ網の公共性にかんがみ地域公共ネットワークへの有効活用について検討・調整すること。
(総務省)
- ② 新世代ケーブルテレビ事業について、地域ニーズを加入見込みに基づいて審査することを手引に明示するとともに、事業関係施設の利活用の見込みがあることを確認した上で採択すること。

さらに、補助事業の実施後は、加入見込み及び施設の利活用状況を把

握し、審査時の地域のニーズと比較して補助事業の効果が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映すること。（総務省）

- ③ 元気な地域づくり交付金及び強い水産業づくり交付金により実施されるケーブルテレビ事業については、都道府県知事に対して、事業計画を承認（強い水産業づくり交付金においては策定）する際に、当該計画の内容が将来的な放送のデジタル化に対応できるものであることを確認させること。（農林水産省）

(3) 実証実験・研究開発、その他事業

「e-Japan 重点計画—2004」は、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策として、学校教育の情報化、行政の情報化、医療分野の情報化、デジタル・ディバイドの是正等を推進することとしている。

今回、実証実験・研究開発事業として、①学校インターネット事業、②ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業等、③先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業を、モデル事業として、④IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業を、その他事業として、⑤高度情報化拠点施設整備事業を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 学校インターネット事業

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

学校インターネット事業は、総務省及び文部科学省の共同事業として、認可法人通信・放送機構（現在は独立行政法人情報通信研究機構。以下「通信・放送機構」という。）に委託して、実証実験・研究開発を行ったものであり、総務省は新たなネットワーク構築・運用管理技術等についての実証実験の成果を今後にいかすことを目的として、また、文部科学省は地域の教育用ネットワークを活用した教育方法等に関する先導的な研究開発を行うことを目的として、平成10年度から15年度まで実施されていた。

b 事業内容

学校インターネット事業においては、①平成10年度から15年度まで、総務省施策として学校における複合アクセス網活用型インターネットに関する研究開発、また、10年度から12年度まで文部科学省の施策として先進的教育用ネットワークモデル地域事業（以下、これら施策を総称して「学校インターネット1」という。）が、②11年度から15年度まで、総務省の施策として学校における新たな高速アクセス網活用型インターネットに関する研究開発、また、11年度から12

年度まで文部科学省の施策としてマルチメディア活用学校間連携推進事業（以下、これら施策を総称して「学校インターネット2」という。）が、③12年度から15年度まで、総務省施策として学校インターネットの情報通信技術に関する研究開発、また、文部科学省施策として次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業^(注)（以下、これら施策を総称して「学校インターネット3」という。）が実施された。

(注) 「先進的教育用ネットワークモデル地域事業」及び「マルチメディア活用学校間連携推進事業」については、平成13年度に「次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業」と統合された。

いずれの事業（以下「実験事業」という。）も、地域における事業主体は、都道府県及び政令指定都市の教育委員会である。

通信・放送機構が、地域ネットワークセンター及び学校に対して、サーバー、ネットワーク端末、大型ディスプレイ、映像送受信装置、テレビ会議用機器など実験事業に必要な設備・機器を支給し、また、附帯工事費、実験期間中の回線利用に係る通信費などを負担した。

c 事業数及び予算額

実験事業に参加した地域数及び学校数^(注)は、学校インターネット1が全国30地域、1,075校、学校インターネット2が全国25地域、600校、学校インターネット3が全国64地域、1,540校である。

(注) 複数事業に参加した地域があるため、実数で全国86地域、約3,000校である。

予算額累計は、学校インターネット1・2・3の合計で876億8,907万円（総務省分：612億4,300万円、文部科学省分：264億4,607万円）となっている。

(イ) 事業の実施状況等

今回、学校インターネット1で15地域（17市町村）の参加校175校（小学校、中学校、高等学校、その他各種学校を含む。以下同じ。）、学校インターネット2で14地域（16市町村）の参加校92校、学校インターネット3で18地域（18市町村）の参加校172校、実数で39地域（40市町村）の参加校439校を抽出して、学校インターネット事業

の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a 学校間交流授業の実施状況

調査した 39 地域（40 市町村）の参加校 439 校のうち、378 校にテレビ会議システムが導入されている。しかし、このうち、学校インターネット 1・2・3 の各々で 6 地域（8 市町村）73 校、8 地域（9 市町村）31 校、11 地域（11 市町村）40 校、合計で 144 校（38.1%）は、導入されたテレビ会議システムを用いた学校間交流授業を全く実施していない。また、学校間交流授業を実施している学校においても、試行的に実施したなど実施回数が 3 回未満である学校が、学校インターネット 1・2・3 で各々 3 地域（3 市町村）3 校、5 地域（5 市町村）8 校、5 地域（5 市町村）16 校、合計で 27 校（7.1%）みられるなど未実施又は実施が著しく低調な学校は、合計で 171 校（45.2%）に上っている。

このように、学校間交流授業の実施が低調な原因は、次のように、参加校に対する周知が徹底されていないなど実証実験等を実現するために必要な措置（事業実施の実現可能性を担保する措置）が十分ではないことや機器の利用見込みの確認が行われていないことによると考えられる。

- ① 総務省が、衛星通信回線等を用いた学校間交流授業を実施する際に、実験当時における回線容量の限界という技術的な制約について、参加校に周知していたが、参加校において十分にその内容を理解させるものとなっていなかったため、
 - i) 衛星通信回線を利用した参加校では、上り回線の伝送容量が不足し、テレビ会議システムの画像がコマ送りやモザイクの状態になった場合は、学校間交流授業が円滑に行えなかった。
 - ii) 学校インターネット 2 で衛星通信回線を利用した参加校が学校間交流授業を行う場合、より鮮明な画質・音質を確保するためのテレビ会議用専用回線を設けたが、参加校が自由に学校間交流授業を行うだけの回線の容量がなかったことによって、学校間交流授業は事前予約をしなければならず、必ずしも希望時間帯に実

施できなかったことから、事前の学校間の調整が十分に行われていない状況があった。

また、文部科学省が、衛星通信回線等を用いた学校間交流授業を実施する際に、回線の利用による支障の発生への対処方法について、参加校に周知していたが、参加校において十分にその内容を理解させるものとなっていなかったため、参加校の中には、全国の地域ネットワークセンターに設置されているヘルプデスクシステムを利用したものの、トラブルの内容を正確に伝えることができない場合や、ヘルプデスクの助言に従った操作ができない場合があった。

- ② 学校インターネット1及び2の継続参加校並びに学校インターネット3参加校に対し、文部科学省では、事業の初期に必要な機器の配備に際して、アンケート調査を実施しているが、テレビ会議システムの追加配備に当たっては、有識者の意見を聴取しているものの参加校個別の利用見込みの有無の確認を行っていない。

b 事業実施結果の把握状況

通信・放送機構は、学校インターネット事業終了後、地域ネットワークセンター及び参加校から報告を求め、平成16年3月に「学校インターネット研究報告書」として取りまとめている。しかし、当該報告書の内容をみると、地域ネットワークセンター及び参加校からの報告を取りまとめただけで、学校間交流授業の実施回数、IT活用による教材の利用件数、設備・機器の利用実績等の定量的なデータを必ずしも求めておらず、全国の事業の実施状況及び効果が具体的に測定できるものとはなっていない。

文部科学省でも、学校インターネット事業終了後、事業の効果や今後の課題の分析を行い、平成16年9月に「教育用情報通信ネットワークの在り方に関する調査研究報告書」として取りまとめている。しかし、同報告書の内容をみると、全国の86地域ネットワークセンターの活動内容、活動成果及び課題について概括的に整理した上で、ケーススタディを取り上げているが、学校間交流授業の実施回数、教材

の配信回数、開発された教材の内容等実施状況や研究の効果が具体的に整理されていない。

イ ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業等

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業（以下「ICカード1」という。）、IT装備都市研究事業を基礎とした先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業（以下「ICカード2」という。）及びIT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業（以下「ICカード3」という。）は、経済産業省が、財団法人ニューメディア開発協会（以下「ニューメディア開発協会」という。）に委託して、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域に導入し、その効果等を検証することにより、行政機関等において研究成果が広く活用されることを目的として、平成12年度から14年度まで実施されていた。

b 事業内容

ICカード1においては、行政サービスや民間サービスのための各種アプリケーションを1枚のカードに搭載したICカードを地域の住民等に配付し、ICカードシステムの研究開発及び実証実験を実施した。

ICカード2においては、ICカード1の実施内容を活用し、ICカードの利用を更に促進する先進的なアプリケーションの研究開発及び実証実験を実施した。

ICカード3においては、マルチアプリケーション対応ICカードシステムの運用等を担うコミュニティ・データセンター^(注)（以下「CDC」という。）に関する研究開発及び実証実験を実施した。

これらの事業の実施主体は、企業又は団体（複数の企業又は団体を含む。）である。

委託対象経費は、人件費、ソフトウェア関連経費並びにシステム開発及び実証実験に必要な機器の利用に係る費用等である。

(注) コミュニティ・データセンター：iDC (internet Data Center) やASP (Application Service Provider) の手法を活用し、コミュニティ (生活圏、経済圏等) 内の官民が運営する情報システムに係る機能と情報の集約によって、サービスの高度化・効率化が実現できる機関をいう。この機関は、施設にサーバ等を集約するのみでなく、運用に係るノウハウの蓄積や活用等も担い、コミュニティ内の情報化を推進する機関の一つである。

c 事業数及び予算額

平成12年度から14年度までの事業数は、ICカード1が21事業 (55市町村)、ICカード2が4事業 (6市)、ICカード3が5事業 (2府県9市町) の合計で30事業 (ICカード1・2・3で重複している地方公共団体があるため、実数で2府県61市町村) である。

予算額累計は、ICカード1・2・3の合計で204億3,716万円となっている。

(イ) 事業の実施状況等

今回、ICカード1・2・3の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

a ICカードの発行状況

ICカード1においては、実証実験を行う21事業実施主体の発行予定枚数に応じて、平成13年12月から14年3月までの間に計117万3,800枚のICカード等が事業実施主体に供給された。

しかし、18事業実施主体 (85.7%) において発行予定枚数を下回るなどした結果、事業実施期間中のICカードの発行枚数は約71万5,000枚にとどまり、約45万8,800枚 (39.1%) が発行されずに残った。

また、ニューメディア開発協会がフォローアップ調査^(注)を行った結果でも、ICカードは、平成15年1月末時点で22万5,866枚 (19.2%)、16年2月末時点で20万7,231枚 (17.7%)、17年2月末時点で19万9,722枚 (17.0%) が発行されずに残った。

このように多くのICカードが発行されずに残った理由は、経済

産業省及びニューメディア開発協会が、採択後に事業実施主体から発行予定枚数を含む事業計画を提出させているものの、①事業実施主体が発行予定枚数を過大に見積もっていたこと、②経済産業省及びニューメディア開発協会における発行予定枚数の算出根拠の確認が不十分であったことによる。

(注) ICカード1により開発したICカードシステムの事業終了後の活用状況について、平成14年度から16年度までの各年度に、21事業実施主体を対象に調査したものである。

b 実証実験期間中、実証実験終了後の運用状況

ICカード1について11事業(11市)、ICカード2について2事業(2市)、ICカード3について3事業(3市)、計16事業(ICカード1・2・3で重複している地方公共団体があるため、実数で12市)の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(a) 実証実験期間中の運用状況

ICカード1の実証実験の実施状況について11事業実施主体の46アプリケーションをみると、3事業実施主体(27.3%)の5アプリケーション(10.9%)については、①実証実験対象のアプリケーションが現行制度上、運用が不可能であり、実用化される見込みがなかったこと、②実証実験対象のアプリケーションを利用するためには既存のシステムと接続して運用する必要があったが、セキュリティ上の規則により接続できず実用化される見込みがなかったこと等から、運用を中止しており、実証実験が成立していない。

このような状況は、ニューメディア開発協会が、実用化に当たって審査が必要となる利用者数の見込みや維持管理費について、確認を行っているが、利用見込み等の根拠について具体的に書類で確認しておらず、審査が不十分であったことに起因すると考えられる。

(b) 実証実験期間終了後における事業の継続状況

ICカード1・2・3のいずれも、実証実験で行う事業は、各

公募要綱に、実証実験の事業終了後においても、事業が継続されることが見込まれるものであることとされている。

しかし、ICカード1・2・3の実証実験終了後における事業の継続状況をみると、次のとおり、実証実験の事業終了後、事業が継続されていない状況となっている。

- ① ICカード1の実証実験終了後、平成17年3月現在、11事業実施主体の46アプリケーションのうち、6事業実施主体(54.5%)の17アプリケーション(37.0%)は運用を中止しており、実証実験期間中に運用中止になった5アプリケーションを含めて運用を中止しているものは、46アプリケーションのうち22アプリケーション(47.8%)に達している。
- ② ICカード2の実証実験終了後、平成17年3月現在、2事業実施主体の9アプリケーションのうち、2事業実施主体の4アプリケーション(44.4%)は運用を中止している。
- ③ ICカード3の実証実験終了後、平成17年3月現在、3事業実施主体のCDCにより提供された12アプリケーションのうち、1事業実施主体の2アプリケーション(16.7%)は運用を中止している。

ICカード1・2・3の実証実験終了後に運用を中止した事業実施主体では、その理由について、①実証実験期間中は設備・機器の維持管理費等を国が負担していたが、実証実験終了後の維持管理費等の負担が困難なこと、②住民の利用件数が少ないこと等によるとしており、ニューメディア開発協会における維持管理費等の負担方法や利用見込み等の審査が不十分であったと考えられる。

c 事業実施結果の把握状況

ICカード1・2・3の目的は、各公募要綱において、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域に導入し、その効果等を検証することにより、行政機関等において研究成果が広く活用されることとされている。

ニューメディア開発協会における I C カード 1・2・3 の事業実施結果の取りまとめ状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① I C カード 1 については、事業終了後、各事業実施主体から実証実験の事業実施結果について報告を求めて、i) 事業終了後の平成 14 年 3 月に「I C カードの普及等による I T 装備都市研究事業研究報告書」、ii) 事業終了後の継続状況のフォローアップ結果として、15 年 3 月に「I T 装備都市研究事業の成果の発展的活用と新たな課題に関する調査・研究事業—運用的課題の検討—報告書」、iii) 16 年 3 月に「多機能 I C チップ等を活用した新領域 I T サービスに関する研究開発・実証事業 国内における I C カードシステムの運用状況・課題に関する調査研究報告書」、iv) 17 年 3 月に「平成 16 年度 I T 装備都市研究事業継続調査報告書」が取りまとめられている。

しかし、これらの報告書の内容をみると、i) アプリケーションの利用回数等が記載されていない（「I C カードの普及等による I T 装備都市研究事業研究報告書」、「平成 16 年度 I T 装備都市研究事業継続調査報告書」）、ii) アプリケーションの利用回数等が記載されているものの、事業実施主体ごとに記載されていない（「I T 装備都市研究事業の成果の発展的活用と新たな課題に関する調査・研究事業—運用的課題の検討—報告書」及び「多機能 I C チップ等を活用した新領域 I T サービスに関する研究開発・実証事業 国内における I C カードシステムの運用状況・課題に関する調査研究報告書」）ことから、事業の効果が把握できない状況となっている。

また、前記(i)－bのとおり、事業を継続できずに運用中止になっているアプリケーションが多数に上る状況があるにもかかわらず、各事業実施主体においてどのような実験結果が得られたのか、実験結果に基づく実務上の課題は何か等、具体的かつ詳細に分析されていない。

- ② ICカード2については、事業終了後の平成15年3月に「平成13年度戦略的情報通信機能導入都市研究（先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業）に関する報告書」が取りまとめられている。

しかし、同報告書の内容をみると、事業実施主体ごとに提供しているアプリケーションの利用回数等が記載され、全事業実施主体のアプリケーションを類型化して分析されているが、各事業実施主体の実験結果ごとに具体的かつ詳細に分析されていない。

- ③ ICカード3については、事業終了後の平成15年3月に「平成14年度IT City構想 IT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業」が取りまとめられているほか、16年度に事業終了後の継続状況のフォローアップとして「CDC関連ヒアリング」が実施されている。

しかし、同報告書の内容をみると、CDC利用による効果、CDCに関する一般的な課題等を整理しているが、ICカード1と同様、サービスの利用回数等が記載されておらず、具体的かつ詳細に分析されていない。また、フォローアップとして実施したCDC関連ヒアリングにおいても、CDCで提供しているサービスの利用回数等が記載されていない。

ウ 先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業

(7) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業（以下「電子カルテ事業」という。）は、経済産業省が、財団法人医療情報システム開発センター（以下「医療情報システム開発センター」という。）に委託して、電子カルテシステムを中心とした地域医療情報システムについて、医療分野におけるその有用性を検証することを目的として、平成12年度及び13年度に実施されていた。

b 事業内容

電子カルテ事業においては、情報ネットワーク等を通じて電子カルテシステムを中心とした地域医療情報システム（以下「電子カルテ等情報システム」という。）を開発し、地域の中核となる病院と他の病院・診療所間で共有し、実際の医療現場で使用するにより、操作性、維持管理などの面から改善すべき課題を抽出した。

また、当該電子カルテ事業の実施主体は、地域における複数の医療機関、医師会等の合同体である。

委託対象経費は、システム開発及び運用実験に係る人件費、委託費、光熱水費、消耗品購入費、ソフトウェア購入費、外注費並びに設計・開発・運用実験期間におけるパソコン等利用（リース）に係る費用である。

c 事業数及び予算額

平成 12 年度及び 13 年度の事業数は 26 事業であり、予算額累計は 58 億 7,500 万円となっている。

(イ) 事業の実施状況等

今回、電子カルテ事業の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

a 事業終了後のシステムの利用状況

公募要領においては、電子カルテ事業の終了後も、電子カルテ等情報システムの全部又は一部が継続的に医療の中で利用されるものであることとされているが、平成 16 年 10 月現在、26 事業のうち 10 事業（38.5%）で同システムが完全休止している。

電子カルテ等情報システムが完全休止している 1 事業を含む 2 事業（6 システム）において、その運用休止の理由を確認した結果、事業実施主体は、①事業終了後、運営費を確保することが困難であったこと、②操作性が悪いなど実用に適さないシステムであったことから、継続を断念したとしている。

このような状況が生じたのは、事業の目的が医療分野における電子カルテ等情報システムの有用性の検証であるため、医療情報シ

テム開発センターにおいて、事業終了後の同システムの利用継続について審査を行っていないことによると考えられる。

b 事業実施結果の把握状況

電子カルテ事業の目的は、公募要領において、電子カルテ等情報システムを開発し、医療分野におけるその有用性を検証することとされている。

医療情報システム開発センターは、実証事業全体が終了した平成14年3月に「先進的情報技術活用型医療機関ネットワーク化推進事業－電子カルテを中心とした地域医療情報化－事業報告書」を作成している。

しかし、同報告書の内容をみると、電子カルテ等情報システムの利用実績等のように事業の客観的な信頼性を確保するために必要となる定量的な数値データ及び同データに基づく具体的かつ詳細な分析や検討の結果は十分に記載されていない。

また、経済産業省は、平成15年3月に、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき事後評価を実施しているが、事業に参加した医療機関から回収したアンケート調査結果以外の利用実績等の定量的な数値データに基づく評価結果は評価書に記載されていない。

エ IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業

(ア) 事業目的、事業内容及び事業数

a 事業目的

IT生きがい・ふれあい支援センター（情報バリアフリー・テレワークセンター）施設整備事業^(注)は、総務省の事業として、高齢者・障害者等が容易にITを利用できる共同利用型の施設及び設備を設置し、高齢者・障害者等を含めたすべての人の情報リテラシー（ITを活用する能力）の向上及びテレワークのIT活用機会の拡大を図ることを目的としたものであり、平成15年度まで実施されていた。

(注) 本事業は、平成10年度に情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業として創設され、14年度に事業の名称及び定義に変更を行ったものである。

b 事業内容

補助事業の実施主体は、都道府県、市町村、第三セクター法人等、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO）^(注) である。

補助事業の対象経費は、電気通信補助金交付要綱に定められ、①IT生きがい・ふれあい支援センターに必要なセンター施設、構内伝送路、外構施設、電源設備、監視装置、送受信装置、高齢者・障害者向け装置等の施設・設備費、附帯施設の設置費等、②施設・設備を設置するために必要な用地取得費、道路費等となっている。

(注) 社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO）は、平成13年度に追加されたもの。

c 事業数及び予算額

平成10年度から15年度までの事業数は8事業であり、予算額累計は3億7,017万円（交付実績額は2億5,091万円）である。

(イ) 補助事業の実施状況等

今回、IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業等で採択された補助事業8事業のうち4事業（4市町村）について、各市町村ごとのIT生きがい・ふれあい支援センター施設における事業の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a 事業の実施状況

(a) 事業効果

調査した4施設のうち2施設ではテレワーク事業及びパソコン講習会事業を、2施設ではテレワーク事業のみを実施していた。

テレワーク事業について実績をみると、同事業を実施している4施設のうち、①テレワーク事業支援者、テレワーク従事者等の育成段階であるため、受注件数及び売上高の実績がないもの1施設、②受注件数及び売上高が年々減少しているもの2施設となっており、合わせて3施設でテレワーク事業の実績が低調であり、高齢者・障害者など地域住民の雇用機会の創出効果が乏しい状況となっている。

パソコン講習会事業について実績をみると、同事業を実施している2施設について、①高齢者・障害者の受講者が減少しているもの1施設、②実際の受講者数が受講見込みの半分程度となっているもの1施設となっており、高齢者・障害者など地域住民の情報リテラシーの向上に十分な成果を上げているとは認められない状況となっている。

(b) 利用見込みの設定状況

これらの各事業についてはいずれも利用実績は把握されているものの、補助金交付申請時における利用見込みの設定状況を見ると、テレワーク事業については4事業のうち2事業、パソコン講習会事業については2事業のうち1事業（いずれも情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業（平成13年度以前））において、利用見込みを設定していない状況となっている。

b 補助事業の採択時の審査状況

総務省における補助事業の採択審査の実施状況をみると、情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業（平成13年度以前）については、電気通信補助金交付要綱において補助金交付申請時に利用見込みの提出を求めていなかったことから、調査対象とした補助事業4事業のうち3事業については、利用見込みは提出されておらず、そのうち2事業においては、実施されたテレワーク事業またはパソコン講習会事業のいずれかの利用が低調となっている。また、IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業（平成14年度以降）として利用見込みの提出を求め、審査している残りの補助事業については、平成16年におけるテレワーク事業の従事者見込み数50人に対して実績はなく、パソコン講習会事業の利用者見込み数1,000人に対して実績は551人とどまっており、利用見込みに対して利用実績が低調となっている。

このように、利用見込みが未設定または利用見込みの審査が不十分な事業においては、IT生きがい・ふれあい支援センター施設の利用実績が低調である状況がみられた。

オ 高度情報化拠点施設整備事業

(ア) 事業目的等

a 事業目的

農林水産省は、地域の情報化を総合的に推進するため、①情報の
玄関口たる機能とコンテンツの蓄積及び展開機能、②農業・農村
に関する情報研修及び体験機能を備えた拠点施設を整備すること
を目的として、平成12年度から16年度まで高度情報化拠点整備事
業を実施している。

b 事業内容

高度情報化拠点施設整備事業の事業実施主体は、既存の情報通信
基盤を活用して高度情報化拠点の施設及び設備の設置を行う都道
府県、市町村、第三セクター、農業協同組合等である。

この事業の補助対象経費は、農業経営総合対策実施要領及び同要
領に定める事業の実施通知（以下「事業実施要領等」という。）に
具体的に定められ、情報の管理を行う施設、情報の受発信及び研修
等に必要な装置、情報の受発信に必要な伝送施設、情報の処理及び
蓄積等に必要なソフトウェア及び端末機等並びにこれらの附帯施
設の整備のための経費となっている。

補助金額は、都道府県が行う事業に要する経費又は市町村等が行
う事業に要する経費に対し都道府県が補助する経費について、平成
14年度までは補助対象経費の2分の1に相当する金額、15年度か
らは補助対象経費の3分の1に相当する金額である。

c 事業数及び予算額

平成12年度から16年度までの累計で44事業が採択された。

平成12年度から16年度までの予算額累計（一般会計）は51億
8,500万円（交付実績額は42億7,340万円）であり、16年度の
予算額は4億3,800万円となっている。

(イ) 補助事業の実施状況等

a 事業の実施状況

平成 12 年度から 15 年度までに実施された 35 事業のうち調査対象とした 5 事業をみると、それらの中には次のような状況のものがある。

- ① 利用計画の一部として、農業研究センター等農業研究機関との連携により病害虫情報等の動画配信を行うこととしていたが、当該機関との連携が不十分であったことから、データの入手ができず、施設等の整備を完了し供用を開始した平成 15 年 4 月 1 日以降未実施のもの（1 事業）
 - ② 構築したシステムの一部である、農家からの受注翌日に食材を配送するための食材等配送システムについて、システムの運用体制・方法についての事前検討が不十分であったことから、食材の配送元がこれに対応できることを確認しておらず、施設の整備を完了し供用を開始した平成 14 年 4 月以降未稼働のもの（1 事業）
- b 補助金の交付決定時の審査状況

農林水産省における補助事業の審査状況についてみると、次のような状況となっている。

高度情報化拠点施設整備事業の場合、事業実施要領等に基づき、都道府県知事が事業計画について妥当性等を審査した上、承認することとなっており、都道府県知事は事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局長等と協議を行うこととされている。協議を受けた地方農政局長等は、当該事業計画が事業実施要領等に定める要件を満たすか否か等の視点から事業計画を確認し、問題があれば都道府県に指摘することとなっている。

しかしながら、事業実施要領等においては、事業の実現可能性に係る要件として「利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実と認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること」と定められているが、この要件に係る審査に当たって事業の実現に不可欠な関係者との調整状況やシステムの運用体制・方法についての事前検討の状況を確認すべきことは明示されていない。

上記 a の事例は、このような確認が都道府県の段階において十分に行われなかったことにより生じているものと考えられるが、都道府県と地方農政局の協議においても、地方農政局長から、都道府県の確認が不十分であることの指摘は行われていない。

したがって、総務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省は、今後、上記事業と類似の地域情報化に係る事業を実施する場合には、効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。

① 事業全体の企画立案・終了後の結果の取りまとめ

- i) 企画立案の際、事業実施の実現可能性を担保する措置について、十分検討すること。
(総務省・文部科学省)
- ii) 事業全体の終了後、事業実施主体から数値データに基づく事業の利用実績、事業効果等を把握し、事業全体としての効果、今後の課題等を十分検証し、検証結果を公表すること。また、後継事業を実施する場合には、検証結果を踏まえて行うこと。(文部科学省・経済産業省)

② 事業実施主体に対する管理・運営状況

- i) 事業の利用見込み、予想される事業効果について十分に審査し、事業効果等が見込まれるものについて採択すること。

(総務省・経済産業省)

また、システムの実現・運用について、関係者との調整状況及びシステムの運用体制・方法を十分に確認し、支障がないものについて採択すること。
(農林水産省)

- ii) 事業実施主体に設備・機器を配備する際、設備・機器の利用見込みについて、その根拠を確認するなど十分に精査すること。

(文部科学省・経済産業省)

3 地域情報化計画における到達目標等の明確化

国は、地域の情報化に係る指針として「地方公共団体における地域の情報化に関する指針」（平成2年1月12日付け自治情第1号各都道府県知事あて自治大臣官房総務審議官通知）を策定後、順次新たな指針を策定し、現時点の指針としては「電子自治体推進指針」（平成15年8月8日総務省自治行政局）を策定している。

これらの指針においては、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域の情報化に係る計画（以下「地域情報化計画」という。）を策定していくことが望ましいとの考え方を示している。

今回、地方公共団体の地域情報化計画及び地域情報化計画の推進のための各種事業の内容等について、市町村等が事業を実施している地域イントラネット事業等の9事業のいずれかを実施している77市町村等を調査した結果、次のような状況がみられた。

(1) 地域情報化計画

施設・設備の整備後、これらの事業について業務システムの利用が低調であるなどの課題等が発生しているところは41市町村等（53.2%）となっており、この課題等の発生状況を市町村等の地域情報化計画の策定状況との関連性からみると、①地域情報化計画を策定している57市町村においては、課題等が発生しているところが29市町村（50.9%）であるのに対し、②地域情報化計画を策定していない20市町村等においては、何らかの課題等が発生しているところが12市町村（60.0%）と、77市町村等全体の平均より高くなっている状況が認められる。

地域情報化計画を策定していない20市町村等において、具体的には次のような事例が発生している。

- ① システムにより提供する住民サービスの具体的内容についての検討が不十分であったことから、福祉情報システムのために地域イントラネット事業で整備した双方向画像伝送装置の利用が低調となっている事例
- ② 高速のインターネット接続環境を整備するといった具体的ビジョンが

なかったことから、平成15年度までADSL（電話の加入者線を利用した高速データ電送）が整備されておらず、住民から整備要望等を受けて、ようやく一部地域においてはADSLが整備されるなど、基盤整備が遅延している事例

また、上記の地域情報化計画を策定していない20市町村等のうち、地域情報化計画を策定していない理由を把握できた18市町村では、①市町村合併（又は合併予定の解消）のため、②地域情報化計画策定の必要性を認識していなかったため、③予算・マンパワーが不足しているため等をその理由としている。

(2) 地域情報化のための各種事業

上記(1)と同様に地域イントラネット事業等の9事業を実施し、地域情報化計画を策定している57市町村について、地域情報化のための事業目標の設定状況とこれらの事業における業務システムの利用が低調であるなど何らかの課題等の発生に関連性をみると、①事業の目標を明確にしている32市町村においては、課題等が発生しているところが14市町村（43.8%）であるのに対し、②事業の目標を明確にしていない25市町村においては、課題等が発生しているところが15市町村（60.0%）と高くなっている状況が認められる。

事業目標を明確にしていない25市町村において、具体的には次のような事例が生じている。

- ① 地域情報化計画等においては事業をどのように実施し、どのような効果を得るのかといった事業の目標が明確になっておらず、地域イントラネット事業を利用して導入した教育コンテンツシステムの利用実績がなく、また、同システムの具体的な利用計画等もないことから、利用が低調な原因の把握・フィードバック等も行われていない事例
- ② 地域情報化計画においては、目標として実現すべきことが具体的に示されていないことから、地域イントラネット事業のための事業内容の検討においても事業により整備するテレビ会議システムについて、住民ニ

- ーズの把握や利用に関する目標値等の設定が行われておらず、同システムの利用実績が4年6か月の間に20回と低調なものとなっている事例
- ③ 住民ニーズ調査等を基に事業目標を定めた地域情報化計画が策定されていないことが一因となり、情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業、地域イントラネット事業により整備された施設、システムの利用が低調となっている事例

また、上記の25市町村のうち、その理由を把握できた17市町村では、①予算・マンパワーが不足しているため、②著しい技術進歩等の環境下では、事業目標を頻繁に更新する必要があるため、③事業目標を明確化する必要性についての認識がなかったため、④市町村合併のため等をその理由としている。特に、③の理由のように目標等を明確化する必要性について認識が不足していることが背景となって目標等を明確にしていないところは8市町村(47.1%)となっており、多数の市町村において事業の目標等を明確化する必要性についての認識が不足している状況であると考えられる。

なお、合併を予定している市町村においては、関係市町村間における地域情報化について十分な検討が必要であり、合併後の地域情報化施策の効果的な実施のためには、このような検討の中で事業の目標等を明確にすることが特に重要であると考えられる。

(3) 効果の上がっている事例

調査した市町村の中には、地域情報化計画を策定し、かつ、地域情報化のビジョン・目標を明確に定めていることから、以下のとおり、事業を効果的に実施するための措置を計画的に講じている事例がみられる。

- ① 市民会議室を設け、市民に市政情報を提供するとともに、市政に対する市民からの意見・提案を細かく吸収し、市政に反映させている事例
- ② 国の各種実証実験に積極的に参加し、先端技術の活用方法を吸収している事例

(4) 地域情報化に係る指針

地域情報化に係る現在の指針である「電子自治体推進指針」の内容をみると、地域情報化の目的及びビジョンと戦略を明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記した地域情報化計画を策定し、住民・企業等の利用者に対して積極的に情報提供を行っていくことが望ましいとするにとどまっており、同計画の策定を必須のものとは位置付けていない。また、同計画に盛り込むべき内容についても、「同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組、スケジュール等が具体的に提示されるものと考えられる」とするにとどまっており、事業の目標等を地域情報化計画に具体的に盛り込むことの必要性について十分に示したものはなっていない。

このため、前述のとおり、事業の目標等を明確にしていない市町村において、より多くの課題等がみられる状況となっていると考えられる。

したがって、総務省は、地域情報化を推進するための各種施策が効率的かつ効果的に実施される観点から、電子自治体推進指針に、具体的な各種施策の内容及び事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記する必要がある。